

議員説明会 会議録

1 開催日時

令和8年6月1日（月曜日） 午前10時 ～

2 件名

- (1) 花巻市過疎地域持続的発展計画（案）について
- (2) 辺地総合整備計画（案）について

3 議事録

- (1) 花巻市過疎地域持続的発展計画（案）について

（伊藤総合政策部長）

ただいまから、議員説明会を開催いたします。

1件目の案件花巻市過疎地域持続的発展計画（案）につきまして、総合政策部秘書政策課から説明をさせていただきます。

まず、私から概要についてお話をさせていただきます。

本市におきましては、昭和46年に「旧東和町」が、昭和55年に「旧大迫町」が過疎地域の指定を受けておりまして、平成18年1月の合併後も、過疎法の規定により、「旧大迫町」及び「旧東和町」の区域が過疎地域に指定されており、花巻市全域ではなく、いわゆる、「一部過疎地域」となっており、令和3年4月に制定された現行法「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」、いわゆる、過疎法におきましても、引き続き、「旧大迫町」及び「旧東和町」の区域が過疎地域に指定されたところであります。

「過疎地域持続的発展計画」、いわゆる、過疎計画は、過疎地域の持続的発展に向けた基本的な方針等に関する事項、各分野における取組の方向性等を定めるものであるとともに、指定区域において、道路工事や公共施設の整備等のハード事業のほか、過疎地域持続的発展特別事業と称されるソフト事業を行う場合に、事業充当率100%、交付税措置率70%と、財政上、非常に有利な「過疎対策事業債」、いわゆる、過疎債を活用することができますことから、この過疎債を有効に活用するための財源計画として位置付けており、計画期間内に実施を見込む事業を掲載して、策定する必要があります。

今般、前計画が令和7年度末で計画期間が終了したことから、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする新たな過疎計画を策定しようとするものであり、策定に当たっては、岩手県との協議を経たうえで、市議会の議決をいただく必要がありますので、本日は、議員の皆さまにその計画の概要について、ご説明させていただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明いたします。

（粒針秘書政策課長）

花巻市過疎地域持続的発展計画（案）」について、ご説明申し上げます。

はじめに、事前送付させていただいた「花巻市過疎地域持続的発展計画（案）」に訂正

箇所がございましたので、お手元の資料１－２「花巻市過疎地域持続的発展計画 正誤表」で説明させていただきます。事前送付させていただいた「花巻市過疎地域持続的発展計画（案）」も併せてご覧願います。

正誤表は１ページ上段、計画書は29～30ページをご覧願います。

「カ 商業の振興」につきましては、過疎地域の中心市街地の通行量・交通量を分析したものを記載しておりましたが、大迫地域では令和６年度の休日の歩行者通行量が調査日に開催されたイベントの影響で例年より大幅に増加しているため、この特殊事情を加味して、大迫地域の通行量・交通量は令和５年度と令和２年度で比較を行うこととし、それに伴い文章の修正を行ったものでございます。

次に、「正誤表」は１ページ下段、計画書は57ページをご覧願います。

事業計画の一覧のうち、（９）その他に掲載しておりました、「学童クラブ施設整備事業」を削除するものです。これにつきましては、計画作成時には令和１０年度、１１年度に東和学童クラブの屋根改修事業を見込んでおりましたが、アクションプランのローリング作業を進める中で、当該事業は一旦見送ることとなったことによるものです。

次に、「正誤表」は２ページ、計画書は65ページをご覧願います。

こちらは、岩手県への事前協議の結果、大迫高等学校生徒確保対策事業の概要のうち、高校の存続要件としている「新入学者」は県が定める第3期県立高等学校再編計画によると「入学志願者」と表記するのが正しいとのご意見をいただいたことから、これを修正するものでございます。

なお、岩手県の事前協議の結果としては、このご意見のほか、18ページ及び47ページに記載しております水道普及率の整合が取れていない旨のご意見をいただいておりますが、こちらは既に正しい数値に修正済みとなっております。訂正箇所の説明については以上でございします。

それでは、お手元の資料１「花巻市過疎地域持続的発展計画の概要」に沿って、新計画案の内容について説明させていただきますが、引き続き「花巻市過疎地域持続的発展計画（案）」も併せてご覧願います。

なお、新計画（案）においては、前計画から変更しております箇所に「黄色マーカー」のハイライトをつけておりましたので併せてご確認願います。

はじめに、資料１の１ページをご覧願います。

「１ 過疎地域とは」、「２ 過疎地域持続的発展計画とは」につきましては、既に議員ご承知のことと存じますので、要点のみを申し上げますが、過疎地域とは、国が示す一定の人口要件、財政力要件を満たした地域が過疎地域として指定されるものであり、当市においては「旧大迫町」及び「旧東和町」の区域が過疎地域に指定されており、一部過疎という位置づけとされております。

過疎地域の市町村は、都道府県が定める持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て、「過疎地域持続的発展市町村計画（いわゆる過疎計画）」を定めることができます。

国が示している市町村計画作成に掲げる事項については、２（２）の表のとおりですので、ご確認願います。

２ページをご覧願います。

「3 過疎地域持続的発展計画策定の目的」でございますが、過疎計画は、第2次花巻市まちづくり総合計画に位置付ける事業と整合を図ることとしており、先ほど部長からもご説明いたしましたが、過疎地域の持続的発展に向けた基本的な方針等に関する事項、各分野における取組の方向性等を定めるものであるとともに、過疎計画を策定することで、事業充当率100%で、かつその70%が国の普通交付税で措置される、財政上、非常に有利な過疎債を活用することができるものでありますことから、この過疎債を有効に活用していくための財源計画として位置付けているところであります。

3ページをご覧ください。

「4 花巻市の過疎対策事業債の発行状況」でございますが、直近10年度分の過疎債の発行状況についてハード、ソフト事業区分ごとにグラフでまとめたものでございます。

参考として、合併後からの総額、前計画・前々計画期間の10年間、前計画期間の5年間の発行総額をそれぞれ注釈内に記載しておりますのでご確認ください。

「5 前計画（令和3年度～令和7年度）の実績」でございます。

「（1）掲載事業の状況」につきましては、前計画に掲載している126の事業のうち、進捗状況が「完了」のものが4事業、「実施中」のものが100事業、「未実施」のものが16事業、「中止」のものが6事業となっており、着手率は82.5%となっております。

これらの令和3年度から令和7年度までの総事業費は57億2,001万3千円となっており、そのうち過疎債の発行額は20億4,640万円となっております。

実績一覧表は、ハード、ソフト事業ごとに事業費及び過疎債発行額を計上し、大迫、東和の地域別に内訳を整理したものでございます。「按分不可」と整理しましたのは、例えば、過疎地域の振興に資するものの全市を対象とした事業であって、実績をとりまとめる際にあっても対象地域を明確に分けることが難しいものについて計上しております。

4ページをご覧ください。

「○主な過疎債充当事業」については、前計画に掲載し実施した事業のうち、過疎債を充当して実施した主な事業について一覧にまとめたものでございます。

ハード事業については、大迫地域における光回線用の情報通信基盤整備や大迫交流活性化センターの改修、東和地域においては萬鉄五郎記念美術館の改修や東和体育館の改修などに充当しております。また、ソフト事業については、大迫地域における早池峰自然環境保全活動や、東和地域における有線放送機器の更新などに充当しております。

「（2）地域の持続的発展に関する目標」をご覧ください。

「① 地域の持続的発展のための基本目標」のうち、人口については、市全体の人口について令和7年度に90,187を目指すこととしておりましたが、実績値は88,906人と目標を下回りました。これは、死亡数が出生数を上回る自然減が大きいことが主な要因ととらえております。

社会増減数については、市全体の社会増減数について令和6年度に285人の社会増を目指すこととしておりましたが、実績値は159人の社会減となり目標を下回りました。これにつきましては、花巻市住民基本台帳による年代別の人口動態によりますと、0歳から14歳まで及び30歳から39歳までの年代で転入が多いことから、市の子育て世帯への支援による一定の効果があったものと思われそうですが、その一方で、18歳から24歳までの年代では進学・就職等の影響と思われる転出が多く、その影響が大きかったものととらえております。

「② 持続的発展区分に関する目標」について、前計画には51個の指標を掲げており、これは花巻市まちづくり総合計画第3期中期プラン及び第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプランの成果指標から、各区分に関連する目標を準用して設定しているものでございます。

評価に当たっては、例年市が実施しております、行政評価による施策評価の結果を準用し、各指標における最後の年度の目標を達成したものを「A」、おおむね目標を達成したものを「B」、目標を大きく下回ったものを「C」として評価いたしました。

その結果、「A」及び「B」を合わせた、「目標を達成またはおおむね達成している」ものは86.27%、「目標を大きく下回った」ものは13.73%という結果となっております。

「6 新計画（令和8年度～令和12年度）の策定」をご覧ください。

新計画は、前計画をベースに、原則として令和6年度末における時点修正等を行いながら、国が示す過疎地域持続的発展市町村計画作成例に基づいて必要な事項を掲載しております。

新計画の基本的な構成は、作成例に基づきまして、下記の表のとおりといたしました。

具体的な計画の構成について、順にご説明いたしますが、はじめに、事前にお配りしております「花巻市過疎地域持続的発展計画（案）」の2ページをご覧ください。

「I 基本的な事項」の「1 市の概況」でございます。

こちらには市全域及び過疎地域の概要や、過疎の状況などについて、記載しております。4ページをご覧ください。

「2 人口及び産業の推移と動向」につきましては、市全域及び過疎地域の人口の推移や産業の推移について記載しております。

15ページをご覧ください。

「3 市の行財政の状況」につきましては、市の財政状況や公共施設の整備状況等を記載しております。

19ページをご覧ください。

「4 地域の持続的発展の基本方針」として、第2次花巻市まちづくり総合計画長期ビジョンに掲げる本市の将来都市像や、まちづくり分野の目指す姿を新計画の基本方針として記載しております。

「5 地域の持続的発展のための基本目標」、20ページの「6 計画の達成状況の評価に関する事項」については、資料1にお戻りいただき、6ページをご覧ください。

「（2）地域の持続的発展のための基本目標等の設定」の「① 地域の持続的発展のための基本目標」であります。現過疎法では、市町村計画について、過疎地域の持続的発展に向けて実効性のある計画となるよう、地域の持続的発展のための基本目標を設定することとされており、国が示す作成例によると、基本目標には「人口に関する目標（人口全体並びに社会増減数及び自然増減等）」を設定することとされております。

新計画では、前計画に引き続き、「花巻市人口ビジョン」（令和5年12月改訂）に設定する市全体の将来人口目標を基本目標に設定いたしました。

なお、「計画の達成状況の評価に関する事項」として、達成状況の評価の時期及び手法を定める必要がありますことから、前計画に引き続き、「花巻市まち・ひと・しごと創生有識者会議」等を活用しながら、設定した目標の達成状況について検証を行うこととして

おります。

計画書にお戻りいただき、20ページをご覧ください。

「7 計画期間」については、令和8年度から令和12年度までの5年間としてございます。

「8 公共施設等総合管理計画との整合」については、市が令和6年12月に策定した「花巻市公共施設マネジメント第2次実施計画」との整合について記載しております。

22ページをご覧ください。

「II 各分野の方向性」については、11の持続的発展施策区分ごとに必要事項を記載しております。計画上の構成につきましては、「1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」を例にご説明いたします。

「(1) 現況と問題点」については、令和6年度末時点の市の現況とその問題点について、「ア 移住・定住」、「イ 地域間交流」、「ウ 人材育成」といった分野ごとに記載しております。

23ページをご覧ください。

「(2) その対策」には、現況と問題点を踏まえ、分野ごとに取り組む対策を箇条書きで記載しております。

「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に関する目標」については、対策の成果を測るための指標を記載しております。こちらについては、資料1にお戻りいただき、6ページをご覧ください。

下段の「② 持続的発展区分ごとの目標」であります。11の持続的発展施策区分ごとの目標につきましては、前計画に引き続き、第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプランにおいて設定している目標の中から、国が示す11の持続的発展施策区分に関連する目標を準用して設定いたしました。

なお、前期アクションプランの計画期間は令和9年度までであるのに対し、新計画の計画期間は令和12年度までとなっておりますことから、令和10年度以降の目標については、後期アクションプランを策定した後に、同プランと整合を図るための計画変更を行い、必要な目標を追加する予定としてございます。

計画書にお戻りいただき、24ページをお開きください。

「(3) 計画」については、「(2) その対策」を推進してくために令和8年度から令和12年度において実施を予定する事業を記載しております。ここではソフト事業として「移住・定住促進等対策事業」、「地域おこし促進事業」などに取り組むこととしております。なお、この施策区分において掲げる事業は全てソフト事業であり、ハード事業として新計画に予定している事業はございません。

「過疎地域持続的発展特別事業の概要」につきましては、ソフト事業の概要を記載しております。

25ページをお開きください。

「(4) 公共施設等総合管理計画との整合」については、事業の実施に当たって、花巻市公共施設マネジメント計画と整合を図る旨を記載しております。

27ページ以降の「2 産業の振興」から「11 再生可能エネルギーの利用の推進」までは

同様の構成としておりましたので、後ほどご確認をお願いいたします。

資料1にお戻りいただき、7ページをご覧ください。

「(3) 掲載事業の継続・追加・削除」でございますが、新計画に掲載する事業は、前計画の掲載事業をベースに、過疎地域の持続的発展に資する事業を掲載することとしております。

掲載事業は、一部事業を除き、第2次花巻市総合計画前期アクションプランに掲載されている主要経費及び一部の一般行政経費と整合を図っております。

新計画における事業掲載区分につきましては、前計画から継続して掲載する「継続事業」が107事業、前計画に掲載している2つの事業を統合・整理した事業が3事業、新たに計画に追加した事業が11事業、すでに前期アクションプランに掲載し事業を継続実施中であるものの前計画に掲載されていなかった事業を新計画に追加する事業が18事業、合わせて139事業を掲載することとしております。

なお、前計画からは16事業を削除することとしております。

「新規事業<11事業>」につきましては、「県営農村地域防災減災事業」などの、いわゆる土地改良事業を谷内2号地区ほか7地区で予定するほか、「商店街利便性向上事業」として行う毘沙門天のみち公衆トイレ修繕事業、「市営斎場改修事業」として行う東和斎場トイレ改修事業及び照明LED化事業、「早池峰神楽国指定50年記念事業」を追加するものでございます。

「継続事業として追加掲載する事業<18事業>」につきましては、「日本学生支援機構奨学金返還支援事業」のほか、一覧のとおりでございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

9ページをご覧ください。

「削除した事業<16事業>」については、一覧の削除理由により新計画から削除する事業でございます。

「事業完了によるもの」として削除する4つの事業は、前計画期間中に施設整備が完了した事業でございます。

「事業統合・整理のため」として削除する3つの事業については、継続で掲載する事業に取組内容を統合あるいは新規で掲載する事業に置き換える整理が可能と判断して削除する事業でございます。「社会教育施設等維持事業」は、継続事業である「生涯学習施設等維持事業」に統合し、「社会体育施設等維持事業」は、継続事業である「スポーツ施設等環境整備事業」に統合し、「市営斎場維持事業」は、新規事業である「市営斎場改修事業」に置き換えを行うものでございます。

「事業終了を判断したもの」として削除する6つの事業については、前計画期間中に事業終了の政策判断を行ったことから削除する事業でございます。

「6次産業化推進事業」は、令和6年度から実績がなく、その後新たな要望もないことから、事業終了を判断したものでございます。

「遠隔健康管理システム運用支援事業」は、目的とする生活習慣病予防や高齢者の見守りについて、別の施策において代替が可能であることから、事業終了を判断したものでございます。

「県立中部病院連絡バス運行事業」については、大迫花巻線の運行距離の見直しに伴い、

令和7年度にバス路線の運行ルートを変更したことから事業終了を判断したものでございます。

「幼稚園教育環境充実事業」については、令和5年度に土沢幼稚園が閉園し、過疎地域内に対象施設がなくなったことに伴い、事業終了を判断したものでございます。

「神楽鑑賞ツアー事業」については、平成21年の開催をもって終了を判断しており、同事業につきましては、地域で行われる「神楽の日」という事業に置き換わっていることから、削除するものでございます。

「実施見込みなしと判断したもの」として削除する2件の事業は、前計画策定時に実施を検討したものの、実施には至らず、今後も実施の見込みがないことから削除することとしたものでございます。

「掲載事業に誤りがあったもの」として削除する1件は、「県営経営体育成基盤整備事業」として石鳥谷町の南滝田地区を誤って掲載していたことからこれを削除するものでございます。

11ページをご覧ください。

「事業数及び事業費（令和8年度から令和12年度）【参考】」でございます。

新計画に掲載する事業の事業費の合計は、約82億円を計上しております。

こちらは、現過疎法の制定に伴い、前過疎法のもとで年度別の事業費等を掲載していた「参考資料」の作成や国、県への提出、議会の議決等は不要となっておりますが、新計画の策定に当たっての参考として整理したものでございます。

地域内訳のうち、按分不可としているものは、予算時点で対象地域を明確に分けることが難しいものを計上しております。

なお、現時点で事業費の積み上げが難しいものにつきましては、金額を未計上としておりますので、ご了承願います。

「7 ソフト事業について」であります。現過疎法の施行により、過疎債ソフト分の発行限度額の算定方法が見直しとなっております。これにより、令和3年度から段階的に発行額が縮減されておまして、花巻市の過疎ソフト分の発行限度額は令和9年度で3,500万円となる見込みでございます。

12ページをご覧ください。

最後に「計画策定スケジュール」でございますが、本日まで説明申し上げました過疎計画は、5月14日（木）に岩手県へ事前協議を行っており、5月22日（金）に事前回答をいただいております。

6月9日（火）、6月10日（水）には大迫・東和地域協議会への諮問を予定しております。

その後、6月12日（金）に岩手県への正式協議を行い、6月18日（木）に岩手県より正式回答をいただく予定としております。

これらの手続を踏まえたうえで、6月26日（金）の6月議会最終日における追加提案にて本計画を議会に上程させていただき、ご審議をいただく予定としております。

以上で説明を終わります。

（伊藤総合政策部長）

説明が終わりました。皆様からのご質問を受けたいと思います。質問のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

それでは、ご質問がないようですので、これを持ちまして、1件目の花巻市過疎地域持続的発展計画(案)については以上で説明を終わらせていただきます。

(2) 辺地総合整備計画(案)について

(伊藤総合政策部長)

続きまして2番、辺地総合整備計画(案)についてご説明させていただきます。

こちら総合政策部秘書政策課が担当でございます。私から概要についてご説明させていただきます。

本市におきましては、国が示す一定の要件を満たす辺地区域が11区域存在しており、これまで11区域すべてにおいて、それぞれ計画期間を5年間とする「辺地総合整備計画(いわゆる辺地計画)」を策定し、各計画区域において、道路工事や公共施設の整備等を進めてまいりました。

辺地計画は、各計画区域において、道路工事や公共施設の整備等のハード整備を行う場合に、事業充当率100%、交付税措置率80%と、財政上、非常に有利な「辺地対策事業債」いわゆる、辺地債を活用することを目的として策定する財源計画として位置付けており、計画期間内に実施を見込む施設名、事業費及び辺地債の予定額等を掲載して、策定する必要があります。

今般、令和7年度末で計画期間が終了した、横志田辺地、滝田辺地、大迫辺地について、令和8年度以降も引き続き事業を見込むため、新たに辺地総合整備計画を策定しようとするものであります。また、北小山田辺地、谷内辺地については、計画期間ではあるものの、事業追加等が必要になったことから、計画変更をしようとするものであります。

今般、策定又は変更しようとする辺地計画は、岩手県との協議を経たうえで、市議会の議決をいただく必要がありますので、本日は、議員の皆さまにその計画の概要について、ご説明させていただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明いたします。

(粒針秘書政策課長)

辺地総合整備計画の策定・変更について、ご説明いたします。

はじめに、資料の差し替えをお願いいたします。

事前送付させていただいた資料のうち、滝田辺地及び谷内辺地の事業実施箇所を図面でお示しした「整備計画図」に一部誤りがありましたので、本日配布させていただいたものに差し替えをお願いいたします。

滝田辺地については、整備箇所の記載に一部漏れがありましたので追記したものです。谷内辺地については、整備箇所の表記が一部更新されていない箇所がありましたので最新の状態に更新したものです。以上、よろしくをお願いいたします。

それでは説明に入らせていただきますが、説明は、お手元の資料2「辺地総合整備計画（策定・変更）の概要」に沿って説明させていただきます。事前送付させていただいた各辺地の「総合整備計画書（案）」と、事業実施箇所を図面にお示しした「整備計画図」も併せてご覧願います。

はじめに、資料2の1ページをご覧願います。

「1 辺地とは」、「2 辺地総合整備計画とは」につきましては、既に議員ご承知のことと存じますので、要点のみを申し上げますが、辺地とは、辺地地域の中心を含む5平方キロメートル以内の辺地内人口が50人以上であること、辺地の中心から最寄りのバス停または駅、小中学校、医療機関等の主要な施設までの距離等から算出された総務省令で定める辺地度点数が100点以上であることが要件とされております。

その要件を満たす区域について「辺地総合整備計画」、いわゆる、辺地計画を策定することができ、計画を策定することで「辺地対策事業債」、いわゆる、辺地債の活用が可能となるものでございます。

「3 辺地総合整備計画策定の目的」でございしますが、辺地計画は、第2次花巻市まちづくり総合計画に位置付ける事業と整合を図ることとしており、先ほど部長からもご説明いたしましたが、辺地計画を策定することで、事業充当率100%で、かつその80%が国の普通交付税で措置される、財政上、非常に有利な辺地債を活用することができるものでありますことから、この辺地債を有効に活用していくための財源計画として位置付けているところであります。

2ページをご覧願います。

辺地計画により整備可能な施設につきましては、当該辺地地域内で整備される施設で、「4 対象となる施設等」に記載されている「①電灯用電気供給施設」から「②観光・レクリエーション施設」までの施設となっております。

「5 市内の辺地地域及び事業計画」であります。令和7年4月1日現在で、市内の辺地区域は11地域あり、それぞれの計画概要は一覧にお示ししている通りでございします。

今回は、すでに計画が完了しているピンク色に着色しております。横志田辺地、滝田辺地、大迫辺地について新たに辺地総合整備計画を策定するとともに、黄色で着色しております。北小山田辺地については、辺地区域並びに事業内容及び事業費について、谷内辺地については、事業内容及び事業費について変更が見込まれることから計画を変更しようとするものであります。

3ページをご覧願います。

「6 今回行う辺地計画の新規策定及び計画変更の概要」でございしますが、順にご説明いたします。併せて、事前にお配りしております、各辺地総合整備計画及び辺地総合整備計画図もご覧願います。

(1) 新規策定となる横志田辺地では、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする新たな計画を策定するものであり、市町村道・橋りょう及び消防施設にかかる「事業費」を2億3,055万9千円、そのうち「辺地対策事業債の予定額」を1億2,180万円とするものです。

具体的な事業については、生活道路整備事業として、姥宿・月夜線の拡幅改良工事、清水野・後藤野線の舗装修繕工事を予定するほか、消防施設整備事業として、消防団車両・小型動力ポンプの整備を予定するものです。

次に、（２）同じく新規策定となる滝田辺地では、市町村道・橋りょう、消防施設及び観光、レクリエーションに関する施設に係る「事業費」を8,957万5千円、そのうち「辺地対策事業債の予定額」を4,550万円とするものです。

具体的な事業については、生活道路整備事業として、避難路である八重畑幹線の橋梁改修工事や、生活道路維持事業として、山屋線の道路土工構造物修繕工事、消防施設整備事業として、消防団車両整備を予定するほか、公園整備事業として、戸塚森森林公園の整備を予定するものです。

４ページをご覧ください。

（３）同じく新規策定となる大迫辺地では、市町村道・橋りょう、消防施設及び公民館その他の集会施設にかかる「事業費」を11億8,141万6千円、そのうち「辺地対策事業債の予定額」を5億9,930万円とするものです。

具体的な事業については、生活道路整備事業として、黒沢矢柄線の法面对策工事などや、生活道路維持事業として、小又線の道路土工構造物に係る法枠防護工工事など、橋梁維持工事業として、小呂別一の橋の橋梁補修工事など、消防施設整備事業として、消防団車両・小型動力ポンプ整備や消火栓設置を予定するほか、集会施設整備事業として、古川地区集落センターの耐震改修を予定するものです。５ページをご覧ください。

（４）変更となる北小山田辺地では、令和８年度において当該辺地に隣接する東和町外谷地地域において消防団車両・小型動力ポンプ整備の事業を予定することから、北小山田辺地の区域に「外谷地」を編入するものです。

また、これに併せて公共施設の整備計画に施設名「消防施設」を追加し、当該施設区分の「事業費」及び「財源内訳の一般財源」に1,672万9千円を、「辺地対策事業債の予定額」に1,500万円を追加し、「事業費合計」を従前の8,640万円から1億312万9千円に、「財源内訳の一般財源合計」を従前の4,320万円から5,992万9千円に、「辺地対策事業債の予定額合計」を従前の4,320万円から5,820万円に、それぞれ変更しようとするものです。

最後に、（５）変更となる谷内辺地では、「市町村道・橋りょう」の事業において、令和７年度までに生活道路整備事業として「雲南２号線」、「西線外」、橋梁維持事業として「太田橋」を追加して計画を進めており、これに伴う事業費の増額はあったものの、計画上の辺地債発行予定額内に収まる金額で推移していましたが、令和８年度肉付補正予算に生活道路整備として「南山栂山線（側溝整備）」を追加することにより事業費が増額となり、計画に記載する辺地債の発行予定額を上回る見込みとなったことから、計画変更を行おうとするものです。

これにより、「市町村道・橋りょう」の施設区分における「事業費」に3,205万7千円、「財源内訳の特定財源」に2,252万8千円、「財源内訳の一般財源」に952万9千円、「辺地対策事業債の予定額」に920万円を追加し、「事業費合計」を従前の2億3,419万9千円から2億6,625万6千円に、「財源内訳の特定財源合計」を従前の1億620万円から1億2,872万8千円に、「財源内訳の一般財源合計」を従前の1億2,799万9千円から1億3,752万8千円に、「辺地対策事業債の予定額合計」を従前の1億2,760万円から1億3,680万円にそれぞれ変更しようとするものです。６ページをご覧ください。

「７ 辺地債の発行状況」において、令和７年度から直近５年分の辺地債の発行状況をお示ししております。直近５年間の辺地債の発行額は、総額で11億8,640万円となっております。

す。

最後に、「8 計画策定スケジュール」でございますが、本日も説明申し上げました辺地計画は、5月21日に岩手県へ正式協議を行っており、近日中に岩手県より正式回答をいただく予定としております。

6月9日（火）、6月10日（水）には、過疎計画と合わせまして、各地域協議会及び花巻市地域自治推進委員会への諮問を予定しております。

これらの手続を踏まえたうえで、6月26日（金）の6月議会最終日における追加提案にて本計画を議会に上程させていただき、ご審議をいただく予定としております。

以上で説明を終わります。

資料の訂正をお願いいたします。資料2の2ページでございます。

下に表がございますが、表の④、滝田辺地でございます。辺地を構成する字に「滝田」「五大堂」、「戸塚」とありますが、「猪鼻」が抜けてございました。こちらを追加させていただきます。以上でございます。

（伊藤総合政策部長）

説明が終わりました。皆様からのご質問を受けたいと思います。質問のある方は挙手をお願いいたします。

（挙手なし）

それでは、ご質問がないようですので、これを持ちまして、2件目の辺地総合整備計画（案）については以上で説明を終わらせていただきます。

担当者が入れ替わりますので、暫時休憩といたします。